

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 藤 倉 正 夫

第216回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第216回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類(46頁から54頁)をご検討下さいまして、令和元年6月26日(水曜日)午後5時までには到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、令和元年6月26日(水曜日)午後5時までにはインターネット等によって議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

(インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、55頁をご参照下さい。)

敬 具

記

1 日 時 令和元年6月27日(木曜日)午前10時

2 場 所 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイヤビルディング 当社本店

3 目的事項

- 報告事項
1. 第216期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第216期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

4 議決権の行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページの「IR情報」(<https://www.mitsubishi-logistics.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、中国で景気が緩やかに減速している一方、米国では着実に景気回復が続いたほか、欧州でも景気は一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しました。またわが国経済は、一部に弱さもみられるものの雇用情勢が着実に改善し、個人消費が持ち直したほか、設備投資が増加するなど、景気は緩やかに回復しました。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、貨物量が増加しているものの競争の激化や人手不足等を背景としたコストの増加により引き続き厳しい状況のうちに推移し、他方不動産業界においては、賃貸オフィスビルの需給改善により一部に賃料の上昇がみられるなど比較的堅調に推移しました。

このような状況の下、当社グループは、積極的な営業活動を推進し、物流部門では、医薬品等の配送センター業務の拡大、海外拠点の拡充等に努め、不動産部門では、テナントの確保及び賃料水準の維持・向上に努めました。他方、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の確保に努めました。

この結果、営業収益は、物流部門で、倉庫、陸上運送、港湾運送及び国際運送取扱の各事業において貨物取扱量の増加により収入が増加したほか、不動産部門で、不動産賃貸事業の稼働率上昇やマンション販売物件の増加により収入が増加したため、全体として前期比 117 億 7 千 8 百万円 (5.5%) 増の 2,271 億 8 千 5 百万円となりました。他方営業原価は、物流部門で、貨物取扱量の増加に伴う作業運送委託費等の増加や配送センターの新規稼働に伴う安定稼働までの初期費用の負担のほか、不動産部門で、マンション販売物件の増加に伴う不動産販売原価等の増加があつたため、全体として前期比 112 億 3 千 2 百万円 (5.8%) 増の 2,038 億 2 千 5 百万円となり、販売費及び一般管理費は、人件費や減価償却費の増加等により、同 3 億 6 百万円 (2.9%) 増の 106 億 9 千 9 百万円となりました。

このため、営業利益は、物流部門で若干減益となったものの、不動産部門で増益となったため、全体として前期比 2 億 3 千 9 百万円(1.9%)増の 126 億 6 千万円となり、経常利益は、受取配当金や持分法による投資利益の増加もあり、同 11 億 7 千 2 百万円(7.3%)増の 173 億 3 千 3 百万円となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の増加等により、災害による損失の計上等があったものの、前期比 10 億 4 千 7 百万円(10.0%)増の 115 億 6 千 4 百万円となりました。

当社グループの部門別の概況は、次のとおりであります。

① 物流部門

倉庫・陸上運送の両事業は、医薬品、飲料、自動車部品等の取扱増加により、営業収益は倉庫事業で前期比 4.3%増の 549 億 3 百万円、陸上運送事業で同 5.8%増の 518 億 5 千万円となりました。また港湾運送事業は、コンテナ貨物の取扱増加等により、営業収益は前期比 1.0%増の 238 億 9 千万円となり、国際運送取扱事業は、輸出入貨物の取扱増加等により、営業収益は同 6.0%増の 530 億 1 千 5 百万円となりました。

この結果、物流部門全体の営業収益は、前期比 91 億 5 千 7 百万円(5.1%)増の 1,904 億 3 千 4 百万円となりました。また営業費用は、貨物取扱量の増加に伴い作業運送委託費等が増加したほか、配送センターの新規稼働に伴う安定稼働までの初期費用の負担もあり、前期比 92 億 1 千 1 百万円(5.3%)増の 1,828 億 2 千 5 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 5 千 3 百万円(0.7%)減の 76 億 9 百万円となりました。

② 不動産部門

主力の不動産賃貸事業は、稼働率の上昇により、営業収益は前期比 0.6%増の 294 億 2 千 4 百万円となりました。その他の営業収益は、マンション販売事業における販売物件の増加により、前期比 36.8%増の 92 億 5 千 4 百万円となりました。

この結果、不動産部門全体の営業収益は、前期比 26 億 5 千 3 百万円(7.4%)増の 386 億 7 千 9 百万円となりました。また営業費用は、減価償却費の減少等があったものの、マンション販売物件の増加に伴い不動産販売原価等が増加したため、前期比 20 億 5 千 1 百万円(7.9%)増の 278 億 9 千 6 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 6 億 2 百万円(5.9%)増の 107 億 8 千 3 百万円となりました。

部 門 別 営 業 収 益

区 分	当 期	前 期	前期比増減 (△印減)	
			金 額	率
物 流 部 門	百万円 190,434	百万円 181,277	百万円 9,157	% 5.1
(倉 庫 事 業)	(54,903)	(52,637)	(2,265)	(4.3)
(陸 上 運 送 事 業)	(51,850)	(49,018)	(2,832)	(5.8)
(港 湾 運 送 事 業)	(23,890)	(23,652)	(238)	(1.0)
(国 際 運 送 取 扱 事 業)	(53,015)	(50,000)	(3,014)	(6.0)
(そ の 他)	(6,775)	(5,968)	(807)	(13.5)
不 動 産 部 門	38,679	36,025	2,653	7.4
(不 動 産 賃 貸 事 業)	(29,424)	(29,262)	(161)	(0.6)
(そ の 他)	(9,254)	(6,762)	(2,491)	(36.8)
部 門 間 取 引 消 去	△ 1,928	△ 1,895	△ 32	—
合 計	227,185	215,407	11,778	5.5

(注) 部門間取引消去は、物流部門と不動産部門の営業収益に含まれる部門間取引分の消去である。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、倉庫及び賃貸用施設の建設並びに倉庫用地の購入等総額 180 億 3 千 6 百万円の設備投資を行いました。

当期中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

① 竣工した倉庫

大 阪 茨木 4 号配送センター [平成 30 年 7 月竣工]
倉 庫(5 階建、延床面積約 24,000 平方米)

② 竣工した賃貸用施設

東 京 S-GATE 日本橋本町 [平成 30 年 10 月竣工]
賃 貸 用 オ フ ィ ス ・ 店 舗 (11 階 建、延 床 面 積 約 8,500 平 方 米)
大 阪 デ ィ ア ク レ ス ト 国 循 健 都 [平成 31 年 3 月竣工]
国 立 循 環 器 病 研 究 セ ン タ ー 職 員 宿 舎
賃 貸 用 住 宅 (3 階 建、5 階 建 及 び 8 階 建、延 床 面 積 約 10,800 平 方 米)

- ③ 購入した土地
神戸 西神配送センター用地(神戸流通センター内) [平成 30 年 10 月購入]
(約 24,200 平方米)
- ④ 建設中の倉庫
神戸 西神配送センター(第 2 期) [令和元年 11 月竣工予定]
倉庫(4 階建、延床面積約 57,400 平方米)
横浜 南本牧配送センター [令和 2 年 2 月竣工予定]
倉庫(5 階建、延床面積約 35,600 平方米)
- ⑤ 建設中の賃貸用施設
インドネシア インドネシア三菱倉庫会社MM2100 工場施設 [令和元年 10 月竣工予定]
賃貸用工場施設(平屋建、延床面積約 7,800 平方米)
神奈川県 神奈川県警察職員宿舎(第 2 期) [令和 2 年 2 月竣工予定]
賃貸用住宅(5 階建、延床面積約 8,200 平方米)

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。

なお、当社は、平成 30 年 6 月 12 日に第 11 回無担保社債(額面総額 70 億円。平成 20 年 6 月 12 日発行)を償還しました。

(4) 他の会社の株式の取得又は処分の状況

当社は、日本郵船株式会社と共同で株式移転により同社傘下の日本コンテナ・ターミナル株式会社(当社持分法適用関連会社)等の国内港運事業子会社を完全子会社とする持株会社のエム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社を設立するとともに、日本郵船株式会社から同持株会社株式を追加取得し、平成 30 年 12 月 25 日に同社を持分法適用の関連会社としました。(当社持株比率 49%)

(5) 今後の見通しと課題

今後の世界経済は、通商問題の動向や中国経済の先行きが懸念されるものの、米国で着実に景気回復が続くと見込まれるほか、欧州で緩やかな回復傾向で推移することが期待されます。またわが国経済は、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物

流業界においては、貨物量の緩やかな増加が見込まれるものの競争の激化や人手不足等を背景としたコストの増加により厳しい状況が続き、他方不動産業界においては、賃貸オフィスビル需給の緩みへの懸念等もあり、業況の改善は緩やかなものとどまるものと思われます。

このような事業環境の下、当社グループは、2030年に目指す姿「MLC2030 ビジョン」を新たに策定し、「お客様の価値向上に貢献する」を第一に、お客様のパートナーとして調達から流通・販売までのサプライチェーンを一貫で担うロジスティクス企業として、国内外のお客様から選ばれ続ける企業グループとなることを目指します。

具体的には、

- ① 「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」「機械・電機」を重点分野として、お客様起点のサポート体制を確立し、お客様のパートナーとしてサプライチェーン全体の課題に対応することにより、事業領域及びシェアの拡大を図ります。
- ② 海外においては、東南アジア(ASEAN)等において増加が見込まれる高品質なコールドチェーン需要を狙い、「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」分野におけるお客様のサプライチェーンのサポート体制拡充とフォワーディング事業の強化を進めます。
- ③ 港運事業においては、世界トップレベルの評価を受ける荷役能率等を武器に競争力を更に高めていくことにより、また、不動産事業においては、複合施設等の開発と運営力強化により、安定した利益を確保します。
- ④ 全事業の業務プロセスを見直すとともに、IoT、AI、ロボット等の新技術を活用した効率的なオペレーションにより、サービス品質及び生産性の向上を実現します。
- ⑤ 当社・グループ会社一体となった組織運営によるコスト競争力強化と重点分野等の人材確保・育成による成長を目指します。

併せて、新中期経営計画[2019-2021]を策定し、2019年度から2021年度の3ヵ年を「MLC2030 ビジョン」の実現に向けた飛躍のための第1ステージと位置付け、当社グループの更なる成長のため、また、お客様、グループ社員、株主・投資家等ステークホルダーの期待に応えるため、以下の施策に確実に取り組み、「MLC2030 ビジョン」の実現に向けて邁進していきます。

- ① 重点分野における事業基盤の整備
- ② 新技術活用体制の構築
- ③ 港運事業の競争力維持
- ④ 不動産事業の複合施設等の開発と運営力強化のための体制整備
- ⑤ 業務プロセス効率化等による生産性の向上
- ⑥ 働き方改革とイノベーション創出のための環境整備
- ⑦ 株主還元の強化
- ⑧ CSR経営の推進

2 財産及び損益の状況の推移

当社グループ及び当社の当期及び過去 3 期の損益及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分		第213期 (27/4～28/3)	第214期 (28/4～29/3)	第215期 (29/4～30/3)	当 期 (30/4～31/3)
当 社 グ ル ー プ	営 業 収 益	百万円 206,831	百万円 208,718	百万円 215,407	百万円 227,185
	営 業 利 益	11,309	12,748	12,421	12,660
	経 常 利 益	14,025	16,056	16,160	17,333
	親会社株主に帰属する当期純利益	9,350	10,665	10,517	11,564
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 106 73	円 銭 121 75	円 銭 120 07	円 銭 132 03
	総 資 産	百万円 413,264	百万円 435,354	百万円 462,031	百万円 482,575
	純 資 産	257,524	276,870	294,550	299,104
当 社	営 業 収 益	百万円 144,391	百万円 146,896	百万円 148,610	百万円 157,432
	営 業 利 益	8,783	10,284	9,665	9,016
	経 常 利 益	11,492	13,073	15,382	14,619
	当 期 純 利 益	8,149	9,074	10,701	10,125
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 92 99	円 銭 103 55	円 銭 122 12	円 銭 115 55
	総 資 産	百万円 363,588	百万円 383,730	百万円 412,693	百万円 433,462
	純 資 産	234,989	252,899	270,422	274,400

- (注) 1 平成 29 年 10 月 1 日をもって、2 株につき 1 株の割合で株式併合を行ったため、当社グループ及び当社の 1 株当たり当期純利益は、第 213 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定している。
- 2 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）等を当期の期首から適用しており、第 215 期に係る当社グループ及び当社の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっている。
- 3 当期において、当社の営業利益、経常利益、当期純利益及び 1 株当たり当期純利益が減少したのは、配送センター新規稼働に伴う初期費用の計上のほか、人件費及び減価償却費の増加等によるものである。
- 4 当社グループ及び当社の 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出し、単位未満を四捨五入。

3 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
富士物流株式会社	2,979	95.0	倉庫業
菱倉運輸株式会社	360	100	陸上運送業
ダイヤビルテック株式会社	100	100	不動産管理業
神菱港運株式会社	36	86.0	港湾運送業
三菱倉庫(中国)投資有限公司	250百万円	100	中国における物流事業への投資及び傘下物流事業会社の管理
インドネシア三菱倉庫会社	211,665百万ルピア	99.9	倉庫業
米国三菱倉庫会社	10,000千米ドル	100	国際運送取扱業
欧州三菱倉庫会社	2,500千ユーロ	100	国際運送取扱業

連結決算の対象となる連結子会社は、上記の重要な子会社 8 社を含む 51 社、持分法適用会社は、3 社であります。その多くは、物流事業に関連する作業・運送や不動産事業に関連するビル管理業務等を担当しております。

4 主要な事業内容

(1) 物流部門

① 倉庫事業

寄託を受けた物品の倉庫における保管及び入出庫荷役等を行う事業

② 陸上運送事業

貨物自動車による運送、利用運送等を行う事業

③ 港湾運送事業

港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行う事業

④ 国際運送取扱事業

国際間の物品運送の取扱(国内における海運貨物取扱を含む。)を行う事業

(2) 不動産部門

不動産の売買・賃貸借・管理及び建設工事の請負・設計・監理等を行う事業

5 主要な事業所

(1) 当社

本店 東京都中央区

支店 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡

(2) 子会社

① 物流部門

富士物流株式会社(東京都港区)
菱倉運輸株式会社(東京都江東区)
神菱港運株式会社(神戸市中央区)
三菱倉庫(中国)投資有限公司(中国 上海市)
インドネシア三菱倉庫会社(インドネシア ジャカルタ特別州)
米国三菱倉庫会社(米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市)
欧州三菱倉庫会社(オランダ 南ホラント州 リダーケルク市)

② 不動産部門

ダイヤビルテック株式会社(東京都中央区)

6 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比)
物 流 部 門	4,106 (10名増)
不 動 産 部 門	286 (9名減)
当 社 本 店 管 理 部 門	74 (2名増)
合 計	4,466 (3名増)

(注) 1 当社グループ外への退職出向者 49 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 1,419 名及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 1,207 名がいる。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
名 926 (35名増)	歳 月 40 0	年 月 16 6

(注) 1 他社への退職出向者 125 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 132 名並びに当社グループ内及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 627 名がいる。

3 平均年齢及び平均勤続年数は、単位未満を切捨。

7 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	29,202 百万円
農 林 中 央 金 庫	9,070

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式総数、資本金及び株主数

区 分	当 期 末	前 期 末	前期末比
発 行 済 株 式 総 数	87,960,739 ^株	87,960,739 ^株	0株
資 本 金	22,393,986,570 ^円	22,393,986,570 ^円	0円
株 主 数	6,538 ^名	8,045 ^名	1,507名減

(注) 発行済株式総数には、自己株式 334,099 株を含む。

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,707	14.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,710	7.7
明治安田生命保険相互会社	5,153	5.9
三菱地所株式会社	3,665	4.2
キリンホールディングス株式会社	2,966	3.4
東京海上日動火災保険株式会社	2,915	3.3
株式会社三菱UFJ銀行	1,864	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,791	2.0
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505001	1,671	1.9
A G C 株 式 会 社	1,657	1.9

(注) 1 株式会社三菱UFJ銀行は、上表のほかに当社株式 750 千株を議決権を留保した退職給付信託として信託設定している。

2 持株比率は、自己株式(334,099 株)を除いて算出している。

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

役名	氏名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役 会長	松井 明生	一般社団法人日本倉庫協会会長
※ 取締役 社長	藤倉 正夫	
常務取締役	小原 祥司	港運事業担当
常務取締役	平岡 昇	国際輸送事業担当
※ 常務取締役	篠原 文博	総務・広報・人事・企画・内部監査担当
常務取締役	若林 仁	倉庫事業担当
常務取締役	斉藤 康	経理・情報システム担当
常務取締役	木村 伸児	工務・不動産事業担当
取締役	榎原 稔	三菱商事株式会社特別顧問
取締役	三木 繁光	株式会社三菱UFJ銀行名誉顧問
取締役	宮原 耕治	日本郵船株式会社相談役
取締役	西川 浩司	倉庫事業部長
取締役	奈良場 三郎	東京支店長
取締役	中島 立志	名古屋支店長
常任監査役(常勤)	渡辺 徹	
常任監査役(常勤)	吉沢 義仁	
監査役	山田 洋之助	弁護士
監査役	桜井 憲二	公認会計士
監査役	今井 洋	富士物流株式会社常勤監査役

(注) 1 ※印は、代表取締役を示す。

- 2 取締役のうち榎原 稔、三木繁光、宮原耕治の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 3 監査役のうち吉沢義仁、山田洋之助、桜井憲二の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 4 監査役桜井憲二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。
- 5 上記のほか社外役員の重要な兼職の状況は、後記の「(3) 社外取締役に関する事項」及び「(4) 社外監査役に関する事項」に記載している。
- 6 平成31年3月31日付をもって、取締役榎原 稔氏は三菱商事株式会社特別顧問を退任した。

- 7 当期中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりである。(平成30年6月28日退任)
 取締役 岡本哲郎 取締役 宮崎敬典
 取締役 高味知彦
- 8 平成31年4月1日付をもって、上記のうち次に掲げる取締役の役名及び担当に変更があった。
 (※印は、代表取締役を示す。)

(旧役名)		(新役名及び担当)
常務取締役	平岡昇	取締役(一)
※ 常務取締役	篠原文博	取締役(一)
常務取締役	若林仁	常務取締役(倉庫事業担当、倉庫事業部長)
常務取締役	木村伸児	常務取締役(企画・工務・不動産事業担当)
取締役	奈良場三郎	※ 常務取締役(総務・広報・人事・内部監査担当)
取締役	西川浩司	常務取締役(国際輸送事業担当、国際業務室長)

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	17名 (3名)	467百万円 (28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	60百万円 (35百万円)

- (注) 1 上記支給額には、令和元年6月27日開催の第216回定時株主総会第4号議案「取締役賞与支給の件」の承認可決を条件として支給予定の取締役賞与総額50百万円(うち社外取締役分4百万円)が含まれている。
- 2 上記支給額のほか、使用人兼務取締役(当期4名)の使用人分給与相当額49百万円を支給した。
- 3 取締役の報酬限度額は月額38百万円(うち社外取締役に対して月額3百万円。平成24年6月28日開催の第209回定時株主総会決議。使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は月額7百万円(平成18年6月29日開催の第203回定時株主総会決議)である。

(3) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
榎原 稔	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	社外取締役
宮原 耕治	東邦瓦斯株式会社	社外取締役

(注) 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に取締役会を 13 回開催し、榎原 稔氏は 8 回、三木繁光氏は 11 回、宮原耕治氏は 13 回出席しております。各社外取締役は、高い識見と幅広い見地から有益な意見を述べました。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
山 田 洋之助	三 洋 貿 易 株 式 会 社 兼 松 株 式 会 社	社外取締役 社外監査役
桜 井 憲 二	日 本 海 洋 掘 削 株 式 会 社	社外監査役

(注) 1 日本海洋掘削株式会社は、平成 30 年 7 月 25 日に東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定を受けている。

2 当社は、三洋貿易株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

3 当社は、兼松株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

4 当社は、日本海洋掘削株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に監査役会を 16 回開催し、吉沢義仁氏は 16 回、山田洋之助氏は 16 回、桜井憲二氏は 16 回出席しております。また、当期に取締役会を 13 回開催し、吉沢義仁氏は 12 回、山田洋之助氏は 13 回、桜井憲二氏は 13 回出席しております。各社外監査役は、商社勤務、弁護士、公認会計士のそれぞれの経験等に基づく客観的、専門的見地から有益な意見を述べました。

3 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

65 百万円

(注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っている。

2 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、報酬額にはこれらの合計額を記載している。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80 百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社及び欧州三菱倉庫会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けている。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第 340 条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

Ⅲ 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、役職員が職務執行に当たって遵守すべき準則、憲章として「行動基準」を次のとおり制定し、関係法規の遵守を徹底、加えて環境保全、社会貢献等にも積極的に取り組む姿勢を明確にしております。

- ① わが社は、法令及びルールを遵守し、社会規範にもとることのないよう誠実かつ公正に企業活動を遂行する。
- ② わが社は、適時適切に企業情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ③ わが社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力とは、引続き一切の関係を持たない。
- ④ わが社は、環境問題の重要性を認識し、環境保全の活動に協力する。
- ⑤ わが社は、安全、良質で社会的に有用なサービスを提供するとともに、地域社会、国際社会との調和を念頭に「良き企業市民」として社会貢献活動に努める。

当社は、この行動基準の下、役職員の適正な職務執行と会社業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な意思決定は、付議基準を明確化した取締役会規則に則って原則月 1 回開催される取締役会において審議し決議する。職務執行については、取締役の担当を定め、各取締役が法令・定款に従って責任を持って担当に係る職務を執行する。

監査役は、重要な稟議書を閲覧するとともに、取締役会及び支店長会議等に参加して重要な意思決定及び職務執行の状況を把握し、意見を述べる。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するとともに、内部監査部門が年間監査計画に基づき法令遵守や職務執行状況の監査に当たり、その結果を担当の役付取締役に報告し、コンプライアンス担当部門が監査結果の改善状況を検証する。

また、法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。

更に、内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会を設置して、内部統制機能の整備状況、コンプライアンス態勢を検証し充実を図る。

- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に則って適切に保存、管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理基本マニュアル等の徹底を図るとともに危機管理委員会を設置して、事業リスク、財務・法務に係るリスク等の未然防止並びに自然災害の予防強化に努める。また、リスクが発生した場合には「対策本部」を設置して全社をあげた支援と対策を集中的に実施することにより、損失の極小化と平常業務への早期復帰に努める。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、経営の効率性と健全性を堅持しつつ、経営計画に則して各担当に係る職務を執行する。
また、重要な職務執行については、全役付取締役で構成し毎週1回程度開催する常務会において十分な資料に基づき協議するとともに、取締役会において決議又は執行状況の報告を行う。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社から子会社に役員を派遣し、子会社の業態に応じた行動基準を整備するとともに、子会社の取締役の職務の執行が経営計画に則して効率的に行われるよう管理する。
 - ・関係会社管掌規則に則って、子会社の重要な職務執行については事前に当社と協議するほか、子会社の業務執行状況、財務状況等について、担当の役付取締役が子会社から定期的に、または必要に応じて報告を受ける。
 - ・当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を年2回程度開催し、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
 - ・内部監査部門が子会社の法令遵守や業務執行状況を監査し、その結果を担当の役付取締役に報告するとともに、監査役、内部監査部門と子会社の監査役が連携して、必要に応じて当社グループ全体の業務の適正化につき意見を述べる。
 - ・子会社における法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため、当社と共通の内部通報窓口(ヘルプライン)を設置する。
 - ・子会社の損失の危険に対しては、危機管理基本マニュアル等により管理するとともに、子会社はその業態に応じた危機管理体制を整備する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、適切に体制を整備し、運用する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任者を配置する。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の専任者は職制上監査役直属とし、その人事に係る事項等については、監査役会と事前協議する。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)はその職務執行状況及び財務状況等について定期的に監査役に報告するとともに、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告する。
また、取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は経営に重要な影響を及ぼす事項について、都度監査役に報告する。
- (10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を含め監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に則って適正に処理する。
- (12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人から定期的に監査の状況の報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して実効的な監査を行う。
取締役及び使用人は、監査に際し、監査役に協力して必要な情報を適時に提供する。

2 上記1の体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを構築し運用しております。

当期の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に関する状況
- ・取締役会を13回開催し、重要な意思決定について審議し決議するとともに、重要な職務の執行状況について担当の取締役から報告を行っている。
 - ・役付取締役(取締役会長、取締役社長及び常務取締役)全員で構成し取締役社長が主宰する常務会を毎週1回程度開催し、経営に関する重要事項の協議を行っている。

- ・各役付取締役は、常務会の協議を踏まえ、業務分掌に沿い責任を持って中期経営計画[2016-2018]に基づく施策をはじめ担当業務の執行を行っている。
 - ・支店長のほか、取締役、監査役及び本店部室長で構成する支店長会議を毎月1回程度、計11回開催し、職務執行状況の報告・確認等を行っている。
 - ・内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会及び危機管理委員会を各1回開催し、各委員会独自の観点から全社業務の執行状況を検証している。
 - ・当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するため、社内研修を行うとともに、役職員に対するアンケート調査等により遵守状況を確認している。
 - ・作成した取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に定める保存年限に従って各担当部署が管理している。
- (2) 当社及び子会社から成る企業集団に関する状況
- ・当社グループに発生する損失の危険を管理するため、危機管理基本マニュアルを作成し、周知徹底している。
 - ・子会社に当社役職員を役員として派遣し、子会社の業務を執行又は監査・監督することにより子会社を管理している。
 - ・各子会社を管轄する部署を定め、当該部署は子会社の重要な職務執行について子会社と協議を行い、子会社から定期的に財務状況等について報告を受け、担当の役付取締役及び監査役に報告している。また、当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を2回開催し、中期経営計画[2016-2018]に基づく施策の進捗状況をはじめ業績、課題等について報告、確認を行っている。
 - ・財務報告に係る内部統制については、その運用及び評価に関する当社グループの体制、手順及び方法等の基本的な方針を定める「内部統制評価方針書」に基づき有効性の評価を行っている。
- (3) 監査役、内部監査及び内部通報に関する状況
- ・監査役は、代表取締役と定期的な会合等により情報交換するほか、取締役会、支店長会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要文書等を閲覧するとともに、年間監査計画に基づき当社の監査及び子会社等の調査を実施している。また、監査役会を16回開催し、会社の状況及び監査結果等の情報を共有している。
 - ・監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役は、それぞれの年間監査計画の策定及び実施等において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、実効的かつ効率的に職務を遂行している。
 - ・監査役の職務遂行を補助するため、本店に監査役室(専任1名)を設置している。当該専任

者は監査役の指示に従い業務を遂行し、その人事に係る事項等については監査役会と事前協議している。

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に応じ法令に則って適正に処理している。
- ・ 内部監査部門として本店に監査部(専任 7 名)を設置するほか監査補助者(2 名)を配置、各支店に監査人(各 1 名)及び監査補助者(各 2 名)を配置し、年間監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査を行っている。監査結果は担当の役付取締役及び監査役に報告し、コンプライアンス担当部門が四半期毎に改善状況を検証している。
- ・ 当社グループ共通の内部通報窓口を監査役室を含め複数設置し、通報者に不利益取扱いを行わないことを社内規則で定めている。

3 会社の支配に関する基本方針

当社グループの主たる事業は、倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業であります。

物流事業については、倉庫事業を中核として陸上運送・国際運送取扱・港湾運送の各事業を情報通信技術の活用により有機的かつ総合的に運営することを目指し、不動産事業については、所有地の立地に適した活用により、主としてオフィスビル・商業施設の賃貸事業の展開を図っており、これら事業のフェアな遂行を通じて、適正な利潤の確保と安定した成長を図り、株主及び社員に報いるとともに、豊かな社会の実現に貢献していきたいと念願しております。

両事業とも、好立地の土地、建物、設備等を要する性格上、多額の投資を必要としますので、事業の拡大・発展を目指して、資金をはじめとする経営資源の投入は、長期的視野に立ち、継続的、計画的に展開しております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付けの意義を一概に否定するものではありませんが、上記に反するような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なう買付けは適切でないと考えております。

現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者の存在は認識しておりませんが、当社株式の異動状況を常に注視し、このような考え方に反して当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、それが当社の企業価値、株主共同の利益向上に資するものでないときは、適切な対抗措置を検討し、速やかに実施する体制を整えることとしております。

以上のご報告は、特に注記のない限り、次により記載しております。

- 1 金額及び株数は、単位未満を切捨。
- 2 比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入。
- 3 株数又は比率が零であるときは、「－」として表示。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	〔 104,558〕	流動負債	〔 75,189〕
現金及び預金	41,337	支払手形及び営業未払金	27,396
受取手形及び営業未収金	40,603	短期借入金	26,467
有価証券	2,000	1年内償還予定の社債	5,000
販売用不動産	14,332	未払法人税等	2,717
その他	6,326	取締役賞与引当金	50
貸倒引当金	△ 41	その他	13,558
固定資産	〔 378,016〕	固定負債	〔 108,280〕
有形固定資産	(219,500)	社債	31,000
建物及び構築物	117,254	長期借入金	24,235
機械装置及び運搬具	4,471	長期預り金	20,679
土地	89,570	繰延税金負債	21,870
建設仮勘定	2,068	役員退職慰労引当金	177
その他	6,134	退職給付に係る負債	10,059
無形固定資産	(14,688)	その他	256
借地権	7,730	負債合計	183,470
のれん	630	(純資産の部)	
その他	6,327	株主資本	〔 238,788〕
投資その他の資産	(143,828)	資本金	22,393
投資有価証券	134,578	資本剰余金	19,564
長期貸付金	516	利益剰余金	197,675
繰延税金資産	2,914	自己株式	△ 844
その他	5,856	その他の包括利益累計額	〔 57,377〕
貸倒引当金	△ 20	その他有価証券評価差額金	57,098
投資損失引当金	△ 17	為替換算調整勘定	233
資産合計	482,575	退職給付に係る調整累計額	45
		非支配株主持分	〔 2,938〕
		純資産合計	299,104
		負債純資産合計	482,575

(単位未満切捨)

連結損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益 倉 庫 保 管 料 倉 庫 上 荷 役 料 陸 上 運 送 荷 送 取 扱 料 港 灣 運 送 貨 賃 貸 費 国 際 運 送 の 賃 借 託 費 不 動 産 運 送 件 賃 借 却 費 所 得 税 等 費 減 価 償 却 費 そ の 他	百万円 26,010 18,067 51,849 18,659 52,911 31,566 28,121 98,431 37,852 9,683 12,582 45,276	百万円 227,185 203,825
営 業 総 利 益		23,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,699
営 業 利 益		12,660
営 業 外 収 入 受 取 分 法 に よ る の 費 用 支 給 替 換 の 差 損 益 配 当 金 利 益 当 期 利 益	3,742 1,534 525 490 527 110	5,802 1,129
経 常 利 益		17,333
特 別 利 益 固 定 資 産 有 価 証 券 売 却 益 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 受 取 補 償 金 特 別 損 失 固 定 資 産 有 価 証 券 評 価 損 失 減 価 償 却 費 災 害 補 償 費 損 害 補 償 費	78 990 16 261 794 69 536 362 126	1,346 1,887
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		16,792
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	4,890 106	4,996
当 期 純 利 益		11,795
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		230 11,564

(単位未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,393	19,566	188,651	△ 841	229,770
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 2,541		△ 2,541
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,564		11,564
自己株式の取得				△ 3	△ 3
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△ 2			△ 2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△ 2	9,023	△ 2	9,018
当 期 末 残 高	22,393	19,564	197,675	△ 844	238,788

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	60,873	959	142	61,976	2,803	294,550
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 2,541
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						11,564
自己株式の取得						△ 3
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△ 2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3,775	△ 726	△ 97	△ 4,599	134	△ 4,464
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,775	△ 726	△ 97	△ 4,599	134	4,554
当 期 末 残 高	57,098	233	45	57,377	2,938	299,104

(単位未満切捨)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 51 社

主要な会社名

富士物流(株)、菱倉運輸(株)、ダイヤビルテック(株)、神菱港運(株)、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社、米国三菱倉庫会社、欧州三菱倉庫会社

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

非連結子会社は、それぞれ小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社名

エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)、(株)草津倉庫

日本郵船(株)と共同で持株会社のエム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)を設立したため、当期より持分法適用の範囲に含めております。

また、前期において、持分法適用関連会社であった日本コンテナ・ターミナル(株)は、エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)の完全子会社となったため、当期より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名(非連結子会社)

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

主要な会社名(関連会社)

中谷運輸(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、米国三菱倉庫会社等の海外子会社 18 社を除き連結決算日と同じであります。

米国三菱倉庫会社等の海外子会社 18 社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については 20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10 年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

③ 取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準による当期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により償却しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5～10年間で均等償却しておりますが、金額が僅少の場合は発生年度に全額償却することとしております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当期から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表に関する注記事項

1	有形固定資産減価償却累計額	308,152 百万円
2	固定資産の圧縮記帳累計額	3,247 百万円
3	担保資産	
	担保に供している資産	
	建物及び構築物	13 百万円
	土地	1,041 百万円
	上記に対応する債務	
	短期借入金	300 百万円
	流動負債「その他」	192 百万円
	長期借入金	2,386 百万円
	長期預り金	1,000 百万円
4	保証債務	
	他社の借入金に対する債務保証	986 百万円

連結損益計算書に関する注記事項

減損損失

当期において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
三重県四日市市	倉庫施設	建物等	69

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、建替えを決定したため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 69 百万円(建物 63 百万円、その他 5 百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期末日における発行済株式の総数

普通株式

87,960,739 株

2 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,226 百万円	14 円	平成30年3月31日	平成30年6月29日
平成30年10月31日 取締役会	普通株式	1,314 百万円	15 円	平成30年9月30日	平成30年12月3日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

令和元年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株主の配当に関する事項

イ 配当金の総額

2,628 百万円

ロ 配当の原資

利益剰余金

ハ 1株当たり配当額

30 円

ニ 基準日

平成31年3月31日

ホ 効力発生日

令和元年6月28日

金融商品に関する注記事項

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い預金や公社債等により運用しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規定に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなど、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、短期は主に運転資金、長期は主に設備投資資金であり、一部の変動金利の長期借入金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施することとしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注 2)をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	41,337	41,337	-
(2) 受取手形及び営業未収金	40,603	40,603	-
(3) 有 価 証 券	2,000	2,000	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	113,202	113,202	-
資産計	197,143	197,143	-
(1) 支払手形及び営業未払金	27,396	27,396	-
(2) 短期借入金	20,994	20,994	-
(3) 社 債 (※1)	36,000	36,471	471
(4) 長期借入金 (※2)	29,707	29,857	149
(5) 長期預り金	1,165	1,181	16
(6) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	115,264	115,902	638

(※1) 1年以内に償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(3)有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期預り金

長期預り金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注 2) 非上場株式・その他(連結貸借対照表計上額 21,375 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、長期預り金のうち、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの(連結貸借対照表計上額 19,514 百万円)は、「(5)長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
93,022	359,231

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記事項

1 1株当たり純資産額	3,381円20銭
2 1株当たり当期純利益	132円03銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、平成31年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

平成31年3月22日に公表した新中期経営計画[2019-2021]の株主還元方針を踏まえ、機動的に自己株式を取得するもの。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 令和元年5月7日～令和元年9月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	[66,070]	流動負債	[63,654]
現金及び預金	21,959	営業未払金	18,485
受取手形	441	短期借入金	27,717
営業未収金	24,371	1年内償還予定の社債	5,000
有価証券	2,000	未払法人税等	2,901
販売用不動産	14,332	未払消費税	1,973
前払費用	683	預り金	2,668
短期貸付金	272	取締役員与引当金	3,982
立替金	1,669	その他	50
その他の金	363	固定負債	[95,407]
貸倒引当金	△ 23	社債	31,000
固定資産	[367,391]	長期借入金	22,949
有形固定資産	(192,968)	長期預り金	18,957
建物	103,671	繰延税金負債	19,720
構築物	2,799	退職給付引当金	2,780
機械及び装置	2,953	負債合計	159,062
車両運搬具	127	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1,601	株主資本	[218,049]
土地	76,951	資本金	22,393
リース資産	3,301	資本剰余金	19,387
建設仮勘定	1,561	資本準備金	19,383
無形固定資産	(12,169)	その他資本剰余金	4
借地権	7,673	利益剰余金	177,076
ソフトウェア	4,224	利益準備金	3,121
その他の	272	その他利益剰余金	173,955
投資その他の資産	(162,253)	自家保険積立金	7,728
投資有価証券	112,255	圧縮記帳積立金	15,637
関係会社株式・出資金	40,559	特別償却積立金	259
長期貸付金	7,278	別途積立金	138,240
差入保証金	4,101	繰越利益剰余金	12,089
その他の	390	自己株式	△ 808
貸倒引当金	△ 15	評価・換算差額等	[56,350]
投資損失引当金	△ 2,317	その他有価証券評価差額金	56,350
資産合計	433,462	純資産合計	274,400
		負債純資産合計	433,462

(単位未満切捨)

損 益 計 算 書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 営 業 収 益 倉 庫 保 管 料 倉 庫 庫 荷 役 料 陸 上 運 送 送 取 扱 港 灣 運 送 貨 賃 貸 国 際 運 送 の 賃 貸 不 動 産 の 賃 貸 営 業 運 送 委 託 費 作 業 設 備 賃 借 却 費 減 価 償 償 の 費 費 費 費 他 </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> 百万円 18,762 10,006 26,912 17,020 35,544 28,970 20,215 76,486 13,356 5,864 10,524 36,605 </div> </div>	157,432	157,432
営 業 総 利 益		14,595
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,578
営 業 利 益		9,016
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 支 払 外 費 用 利 息 他 支 払 の 利 息 他 </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> 5,653 444 433 60 </div> </div>	6,097	494
経 常 利 益		14,619
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 特 別 利 益 固 定 資 産 處 分 益 受 取 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 分 損 固 定 資 産 處 分 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 投 資 損 引 当 金 繰 上 入 災 害 に よ る 損 失 </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> 19 990 261 713 530 662 357 </div> </div>	1,270	2,263
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> 3,618 △ 116 </div> </div>	13,627	10,125

(単位未満切捨)

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から)
(平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				自家保険 積立金	圧縮記帳 積立金	特別償却 積立金	
当 期 首 残 高	22,393	19,383	4	3,121	7,528	15,590	367
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益					200		
自家保険積立金の積立							
圧縮記帳積立金の取崩						△ 112	
圧縮記帳積立金の積立						159	
特別償却積立金の取崩							△ 122
特別償却積立金の積立							15
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	—	200	47	△ 107
当 期 末 残 高	22,393	19,383	4	3,121	7,728	15,637	259

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	130,240	12,645	△ 805	210,468	59,954	270,422
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 2,541		△ 2,541		△ 2,541
当 期 純 利 益		10,125		10,125		10,125
自家保険積立金の積立		△ 200		—		—
圧縮記帳積立金の取崩		112		—		—
圧縮記帳積立金の積立		△ 159		—		—
特別償却積立金の取崩		122		—		—
特別償却積立金の積立		△ 15		—		—
別途積立金の積立	8,000	△ 8,000		—		—
自己株式の取得			△ 3	△ 3		△ 3
自己株式の処分			0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△ 3,603	△ 3,603
当 期 変 動 額 合 計	8,000	△ 555	△ 2	7,581	△ 3,603	3,977
当 期 末 残 高	138,240	12,089	△ 808	218,049	56,350	274,400

(単位未満切捨)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産の評価は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については20年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法により償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 投資損失引当金 時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当期から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記事項

1 関係会社に対する金銭債権債務			
短期債権	1,486 百万円	長期債権	7,368 百万円
短期債務	8,891 百万円	長期債務	616 百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額			272,860 百万円
3 固定資産の圧縮記帳累計額			3,243 百万円
4 担保資産			
担保に供している資産			
土地	750 百万円		
上記に対応する債務			
短期借入金	150 百万円	前受金	192 百万円
長期借入金	2,386 百万円	長期預り金	1,000 百万円
5 保証債務			
他社の借入金に対する債務保証			1,014 百万円

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高			
営業取引高	収 益	9,647 百万円	費 用
営業取引以外の取引高		2,351 百万円	48,498 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記事項

当期の末日における自己株式の数 普通株式 334,099 株

税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	153 百万円
投資損失引当金	709 百万円
未払賞与	441 百万円
退職給付引当金	850 百万円
減価償却費	6,022 百万円
減損損失	2,186 百万円
その他	1,559 百万円

繰延税金資産合計 11,923 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△	24,635 百万円
圧縮記帳積立金	△	6,895 百万円
特別償却積立金	△	114 百万円

繰延税金負債合計 △ 31,644 百万円

繰延税金負債の純額 △ 19,720 百万円

関連当事者との取引に関する注記事項

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社	インドネシア 三菱倉庫会社	99.9% (-)	資金の援助	資金の貸付	-	長期 貸付金	6,300

(注) 金利については市場金利を勘案して決定しております。

1株当たり情報に関する注記事項

1	1株当たり純資産額	3,131 円 47 銭
2	1株当たり当期純利益	115 円 55 銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、平成 31 年 4 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

平成 31 年 3 月 22 日に公表した新中期経営計画[2019-2021]の株主還元方針を踏まえ、機動的に自己株式を取得するもの。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50 億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 令和元年 5 月 7 日～令和元年 9 月 30 日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 31 年 4 月 26 日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 塚 厚 樹 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 崎 康 行 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 太 郎 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に

ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 31 年 4 月 26 日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 塚 厚 樹 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 崎 康 行 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 太 郎 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 216 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書

類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 216 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イに定める会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月8日

三菱倉庫株式会社 監査役会

常任監査役(常勤監査役)	渡 辺 徹 [Ⓔ]
常任監査役(常勤・社外監査役)	吉 沢 義 仁 [Ⓔ]
監 査 役(社外監査役)	山 田 洋之助 [Ⓔ]
監 査 役(社外監査役)	桜 井 憲 二 [Ⓔ]
監 査 役	今 井 洋 [Ⓔ]

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、当社の主たる事業である倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業の計画的な事業展開と経営環境の変化に備えて財務体質の強化にも意を用い、また、新たに策定した令和元年度を初年度とする新中期経営計画において、経営計画期間中は、会社業績や資本効率の向上と合わせて株主還元の一層の充実を図ることとし、配当は、期間の利益だけでなく利益剰余金の水準も考慮した安定的配当を行う方針であります。

当期の期末配当金は、以上の基本方針並びに当期業績及び利益剰余金の水準等を勘案し、1株につき30円とさせていただきます。これにより、平成29年10月1日を効力発生日として実施した株式併合を考慮した場合、当期中間配当金15円を加えた年間の配当金は、前期に比べ1株につき17円増額の45円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 30円

総額 2,628,799,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 取締役15名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。

氏名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まつ い あき お 松井明生 (昭和29年6月20日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社人事部長 平成23年6月 当社取締役人事部長 平成24年6月 当社常務取締役人事部長委嘱 平成25年4月 当社取締役社長 平成30年4月 当社取締役会長(現在) 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本倉庫協会会長	20,585株
	〔取締役候補者とした理由〕 人事部長等を歴任し、総務・広報・人事・企画担当の常務取締役を経て、平成25年から30年までは会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長、現在は取締役会長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
2	ふじ くら まさ お 藤倉正夫 (昭和34年3月20日生)	昭和57年4月 当社入社 平成24年6月 当社国際業務室長 平成27年4月 当社大阪支店長 平成28年6月 当社取締役大阪支店長 平成29年4月 当社常務取締役大阪支店長委嘱 平成30年4月 当社取締役社長(現在)	8,400株
	〔取締役候補者とした理由〕 国際業務室長等を歴任し、常務取締役大阪支店長を経て、現在は会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
3	お はら よし じ 小原祥司 (昭和29年8月5日生)	昭和52年10月 当社入社 平成23年6月 当社港運事業部長 平成26年6月 当社取締役港運事業部長 平成28年4月 当社常務取締役(現在)	5,800株
	〔取締役候補者とした理由〕 港運事業部長等を歴任したほか、港運事業部門での勤務経験が長く、現在は港運事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	わか ばやし ひとし 若 林 仁 (昭和 35 年 1 月 22 日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成24年 6 月 当社倉庫事業部長 平成27年 4 月 三菱倉庫(中国)投資有限公司董事長 平成28年 4 月 当社倉庫事業部長 平成28年 6 月 当社取締役倉庫事業部長 平成29年 4 月 当社常務取締役 平成31年 4 月 当社常務取締役倉庫事業部長委嘱(現在)	8,200株
	〔取締役候補者とした理由〕 倉庫事業部長、中国事業を統括する現地法人の責任者を歴任したほか、倉庫事業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、現在は倉庫事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
5	さい とう やすし 斉 藤 康 (昭和 33 年 10 月 16 日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成23年 6 月 当社経理部長 平成28年 6 月 当社取締役経理部長 平成30年 4 月 当社常務取締役経理部長委嘱 平成30年 6 月 当社常務取締役(現在)	6,002株
	〔取締役候補者とした理由〕 経理部長等を歴任したほか、経理部門での勤務経験が長く、現在は経理・情報システム担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
6	き むら しん じ 木 村 伸 児 (昭和 33 年 7 月 18 日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成26年 4 月 当社人事部長 平成28年 4 月 当社総務部長兼広報室長兼人事部長 平成29年 6 月 当社取締役総務部長兼広報室長兼人事部長 平成30年 4 月 当社常務取締役(現在)	5,100株
	〔取締役候補者とした理由〕 総務部長兼広報室長兼人事部長等を歴任したほか、港運事業部門に加え、企画等の管理部門での勤務経験も長く、現在は企画・工務・不動産事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ならば さぶ ろう 奈良場 三郎 (昭和33年10月17日生)	昭和57年4月 当社入社 平成26年4月 当社名古屋支店長 平成29年4月 当社東京支店長 平成30年6月 当社取締役東京支店長 平成31年4月 当社常務取締役(現在)	5,500株
[取締役候補者とした理由] 名古屋支店長、東京支店長を歴任したほか、人事等の管理部門に加え、港運事業部門での経験も長く、現在は総務・広報・人事・内部監査担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
にし かわ ひろ し 西川 浩司 (昭和35年4月10日生)	昭和58年4月 当社入社 平成27年4月 当社東京支店長 平成29年4月 当社倉庫事業部長 平成30年6月 当社取締役倉庫事業部長 平成31年4月 当社常務取締役国際業務室長委嘱(現在)	5,300株
[取締役候補者とした理由] 東京支店長、倉庫事業部長を歴任したほか、倉庫事業部門に加え、海外勤務など国際輸送事業部門での経験も長く、現在は国際輸送事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		
まき はら みのる 榎原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 平成4年6月 同社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成16年4月 同社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役 平成22年6月 同社特別顧問 平成31年3月 同社特別顧問退任 平成5年6月 当社取締役(現在) [重要な兼職の状況] 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社社外取締役	21,800株
[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたり三菱商事株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10 みや はら こう じ 宮原 耕治 (昭和 20 年 12 月 3 日生)	昭和45年4月 日本郵船株式会社入社 平成16年4月 同社代表取締役社長経営委員 平成18年4月 同社代表取締役社長・社長経営委員 平成21年4月 同社代表取締役会長・会長経営委員 平成27年4月 同社取締役・相談役 平成27年6月 同社相談役(現在) 平成26年6月 当社取締役(現在) [重要な兼職の状況] 日本郵船株式会社特別顧問(令和元年6月就任予定) 東邦瓦斯株式会社社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。		
11 なか しま たつ し 中島 立志 (昭和 32 年 11 月 29 日生)	昭和51年4月 当社入社 平成29年4月 当社名古屋支店長 平成30年6月 当社取締役名古屋支店長(現在)	5,000株
[取締役候補者とした理由] 倉庫事業部門での経験が長く、現在は取締役名古屋支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p data-bbox="213 397 489 492">わかばやし たつ お 若林辰雄 (昭和27年9月29日生)</p> <p data-bbox="314 508 405 541">新任</p>	<p data-bbox="520 201 1191 742">昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成24年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 平成25年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副会長 平成25年12月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長兼取締役会長 平成27年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 代表執行役副会長 平成28年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長(現在)、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 平成28年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役退任</p> <p data-bbox="535 647 1191 742">〔重要な兼職の状況〕 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長 三菱マテリアル株式会社社外取締役(令和元年6月就任予定)</p>	0株
<p data-bbox="232 752 1342 840">〔社外取締役候補者とした理由〕 長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。</p>		
<p data-bbox="213 916 489 1011">きたざわ とし ふみ 北沢利文 (昭和28年11月18日生)</p> <p data-bbox="314 1026 405 1059">新任</p>	<p data-bbox="520 855 1191 1120">昭和52年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成28年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 平成28年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役(現在。令和元年6月退任予定) 平成31年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長(現在)</p> <p data-bbox="535 1064 1040 1120">〔重要な兼職の状況〕 東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長</p>	0株
<p data-bbox="232 1134 1342 1221">〔社外取締役候補者とした理由〕 長年にわたり東京海上日動火災保険株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。</p>		

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
14	やま お あきら 山 尾 聡 (昭和 35 年 6 月 13 日生) 新任	昭和58年4月 当社入社 平成24年4月 当社不動産事業部副部長 平成27年4月 当社業務部長(現在)	4,700株
[取締役候補者とした理由] 企画等の管理部門に加え、不動産事業部門での経験も長く、現在は業務部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。			
15	み うら あき お 三 浦 晃 雄 (昭和 35 年 11 月 10 日生) 新任	昭和59年4月 当社入社 平成28年6月 当社横浜支店長 平成30年4月 当社国際輸送事業部長 平成30年6月 当社国際輸送事業部長兼国際業務室長 平成31年4月 当社国際輸送事業部長(現在)	4,900株
[取締役候補者とした理由] 海外勤務など国際輸送事業部門での経験が長く、現在は国際輸送事業部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためであります。			

- (注) 1 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
- 2 現に当社の取締役である候補者の当社における担当については、事業報告(12頁から13頁)に記載のとおりであります。
 なお、榎原 稔及び宮原耕治の両氏は、現在当社の社外取締役であります。
- 3 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 榎原 稔、宮原耕治、若林辰雄及び北沢利文の4氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
- (2) 社外取締役候補者の兼務先における法令違反等の事実について
- ① 榎原 稔氏
- 榎原 稔氏が社外取締役として在任している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社において、金融商品取引法に違反する行為があったとして、同社は、平成30年7月に、金融庁から課徴金納付命令を受け、同年9月に東京証券取引所及び大阪取引所から、また、同年10月に日本証券業協会から、それぞれ処分を受けました。
 - 同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、当該事実が明らかになった後は、取締役会において経営陣が策定した再発防止策を監督し、必要な意見を述べております。
- ② 宮原耕治氏
- 宮原耕治氏が取締役として在任していた日本貨物航空株式会社において、国際航空貨物運送業務に関して韓国公正取引法に違反する行為があったとして、同社は平成22年11月に、韓国公正取引委員会から課徴金納付命令を受け、日本発韓国向け関係は平成26年5月に、韓国発全世界向け関係は同年9月に、それぞれ同命令が確定しました。

また、複数年にわたって航空機の不適切な整備を行っていたとして、同社は平成 30 年 7 月に、国土交通大臣から事業改善命令及び業務改善命令を受けました。

- (3) 当社の社外取締役役に就任してからの年数(本株主総会終結の時まで)
 榎原 稔氏 26年 宮原耕治氏 5年

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役渡辺 徹、吉沢義仁の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役 2 名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わた なべ とおる 渡 辺 徹 (昭和 24 年 6 月 24 日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成15年 6 月 当社取締役 平成16年 6 月 当社常務取締役経理部長委嘱 平成18年 6 月 当社常務取締役 平成20年 6 月 当社専務取締役 平成22年10月 当社専務取締役業務部長委嘱 平成23年 1 月 当社専務取締役 平成23年 6 月 当社常任監査役(常勤)(現在)	21,850株
〔監査役候補者とした理由〕 経理部門での勤務経験が長く、専務取締役を経て、現在は常勤の常任監査役に就任しており、当社の経営実態を熟知していることから、引き続きその経験と実績を当社の監査に役立てるためであります。			
2	は せ が わ み き ね 長谷川 幹 根 (昭和 36 年 7 月 5 日生) 新任	昭和60年 4 月 三菱商事株式会社入社 平成22年 6 月 インド三菱商事会社 C F O 平成25年11月 エム・シー・ヘルスケア株式会社監査役 平成28年 6 月 三菱商事ライフサイエンス株式会社監査役 平成31年 4 月 同社監査役退任 令和元年 5 月 三菱商事株式会社コーポレート部門付 (現在)	0株
〔社外監査役候補者とした理由〕 長年の三菱商事株式会社等における勤務経験に基づく豊富な知識と高い識見を当社の監査に役立てるためであります。			

- (注) 1 両候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2 長谷川幹根氏は、社外監査役候補者であり、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

第 4 号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役 14 名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額 5,000 万円(うち社外取締役 3 名に対して総額 450 万円)を支給いたしたく存じます。

第 5 号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、平成 24 年 6 月 28 日開催の第 209 回定時株主総会におきまして月額 3,800 万円以内(うち社外取締役に対して月額 300 万円以内)、監査役報酬額は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 203 回定時株主総会におきまして月額 700 万円以内とそれぞれご決議いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案して、月額を年額に改め、取締役報酬額を年額 6 億円以内(うち社外取締役に対して年額 1 億円以内)、監査役報酬額を年額 1 億 2,000 万円以内に改定いたしたくお願いするものであります。また取締役報酬額には、従来同様、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしく存じます。

なお、取締役及び監査役の員数は、第 2 号議案及び第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 15 名(うち社外取締役 4 名)、監査役は 5 名となります。

以 上

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、2 頁「4 議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、令和元年 6 月 26 日(水曜日)午後 5 時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、実施して下さい。(ただし、毎日午前 2 時から午前 5 時までは取扱を休止します。)

(注) 携帯電話、PDA、ゲーム機等による議決権行使はできません。

(2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

(3) インターネットによる議決権行使は、令和元年 6 月 26 日(水曜日)の午後 5 時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記 4. あてお問合せ下さい。

2. インターネットによる議決権の行使方法について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)。QRコードを用いた議決権行使は 1 回に限り可能です。2 回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

(2) 株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

4. お問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電 話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 電話 (03)3278-6611



○最寄り駅

都営地下鉄 浅草線

東京メトロ 銀座線・東西線

東京メトロ 半蔵門線

J R

日本橋駅 (D 2 出口から徒歩約 3 分)

日本橋駅 (D 4 出口から徒歩約 4 分)

三越前駅 (B 6 出口から徒歩約 5 分)

東京駅 (八重洲中央口・日本橋口から徒歩約 15 分)

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

